

施設経営情報

令和5年12月20日 No. 166

社会福祉法人富山県社会福祉協議会
社会福祉施設経営相談室
TEL 076(432)6219
FAX 076(432)6532

短時間労働者に対する健康保険・厚生年金 保険の適用拡大の準備を！

1. 令和6年10月からの短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大

現在、厚生年金保険の被保険者が101人以上の企業等で週20時間以上働く短時間労働者は、厚生年金保険・健康保険（社会保険）の加入対象となっています。

この短時間労働者の加入要件がさらに拡大され、令和6年10月から厚生年金保険の被保険者数が51人以上の企業等で働く短時間労働者の社会保険加入が義務化されます。

現 在	令和6年10月～
被保険者数101人以上の企業等	被保険者数51人以上の企業等

※厚生年金保険の被保険者数が51人以上の企業等とは、1年のうち6月間以上、適用事業所の厚生年金保険の被保険者（短時間労働者は含まない、共済組合員を含む）の総数が51人以上となることが見込まれる企業等のことを「特定適用事業所」といいます。

法人事業所の場合は、同一法人格に属する（法人番号が同一である）すべての適用事業所の被保険者の総数、個人事業所の場合は適用事業所単位の被保険者となります。

2. 対象の企業

新たな適用範囲（上記1.をご参照ください）

3. 就業規則

- ・ 常時10人以上の労働者を使用する労働者を使用する事業場は必ず就業規則を作成し、労働基準監督署に届出をする。（労基法第89条）
- ・ 就業規則に必ず記載しなければならない事項（労基法第89条）
 - A. 始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇、交代勤務制の場合の就業時転換（交代制）に関する事項
 - B. 賃金に関する事項
 - C. 退職に関する事項
 - D. 就業規則の作成・変更をする際には必ず労働者代表の意見を聞かなければならない（労基法第90条）
 - E. 就業規則の内容は法令や労働協約に反してはなりません。（労基法第92条、労働契約法第13条）
 - F. 就業規則は、作業場の見やすい場所に常時掲示するか備付け、又は労働者に配布する等の方法により周知しなければならない。（労基法第106条）



- ・ 賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対象として使用者が労働者に支払う全てのものをいう。（労基法第11条）
- ・ 労働時間とは、始業時刻から終業時刻までの時間から休憩時間を除いた時間で、この労働時間は、労働者が使用者の指揮命令下にある時間をいう。必ずしも実際に作業に従事していることは要しません。したがって、会議が始まるまでの待機時間や、途切れた資料の到着を待って、作業の手を止めている場合など、実際には何もしていない時間は労働時間となります。（法第106条）
- ・ 労働契約において、労働義務を免除されている日のことを休日という。使用者は労働者に毎週少なくとも1回、あるいは4週間を通じて4日以上の日を休日与えなければならない。（労基法第35条）

※1週間の中で何曜日を休日としても、週によって休日の曜日が異なっても構わない。

※休日は、原則として午前0時から午後12時までの継続24時間の暦日で与えなければならない。

※1日の内で一部でも仕事をさせれば、たとえ1時間くらいの短い時間であったとしても、その日は休日を与えたことになりません。

《詳細については、最寄りの年金事務所にご確認・ご相談ください》

施設経営の Q&A

労務管理、会計・税務等の様々な問題に
専門相談員が、的確にお答えします。

勘定科目(2) …「区分」について

社会福祉法人会計基準の勘定科目は、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について（課長通知）別添3－勘定科目説明」において示されていますが、勘定科目として「大区分」「中区分」「小区分」の「区分」が示されています。これらの科目を計算書類に表示する場合には、どのようなルールがあるのでしょうか。

計算書類として、どの区分まで表示すべきかについては、次の様に定められています。

(1) 資金収支計算書、事業活動計算書

- ① 「第1号第1様式～第3様式」「第2号第1様式～第3様式」について
「大区分」のみ
- ② 「第1号第4様式」「第2号第4様式」について
「小区分」まで

つまり、拠点区分毎に表示する資金収支計算書及び事業活動計算書のみは「小区分」まで表示しますが、それ以外の様式では「大区分」のみしか表示しないことになります。

なお、計算書類ではありませんが、附属明細書、別紙3(⑩)「拠点区分資金収支明細書」、別紙3(⑪)「拠点区分事業活動明細書」も「小区分」までの表示となります。

(2) 貸借対照表関係

「第3号第1様式～第4様式」について
「中区分」まで

つまり、「貸借対照表」については、資金収支計算書、事業活動計算書とは違って第1様式から第4様式まですべて「中区分」までとなります。

なお、貸借対照表については、勘定科目として「小区分」のものは設定されていません。

時間外労働手当の

計算期間について

時間外勤務手当が、当該月の分を翌月の給与支給日に支給するとなっている。毎月20日締、当月25日支給のケースでの、留意する点は…

時間外手当も、賃金計算期間と同様の計算期間にすることが必要になります。労働基準法第24条に記載されている賃金支払いに関する5原則には、

- ① 通貨払いの原則
 - ② 直接払いの原則
 - ③ 全額払いの原則
 - ④ 毎月1回以上払いの原則
 - ⑤ 一定期日払いの原則
- があります。

- (1) 労働基準法では、決まった周期で支払うよう定められています。賃金の支払い日は、毎月25日に支払う等、支給日が特定されていることが必要です。
- (2) 支給日が、事業所の休日の場合は、その前日に支給する等の定めも必要です。
- (3) 賃金の支給は、第3水曜日などの定めは、毎月支給日が異なる為できません。
- (4) 時間外労働の割増賃金についても賃金であり、(1)と同様の、賃金計算期間に合わせる必要があります。出勤日数は、賃金計算期間と同様にカウントする必要があります。

